



<ワクチン接種予約に関するお問い合わせ> ☎ 0508 - 892 - 5271 (祝日を除く月曜～金曜日 午前9時～午後5時)

スマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

納付できる市税など

市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

対応アプリ

LINE Pay
請求書支払い（ラインペイ）



Pay Pay
請求書払い（ペイペイ）



Pay B（ペイビー）



取り扱いできない納付書

- ・コンビニ取扱期限を過ぎた納付書
- ・バーコードの印刷がない納付書
- ・納付金額を訂正したもの
- ・1納付書あたりの納付金額が30万円を超えるもの
- ・バーコードが印刷されていても読み取りのできないもの

※納付書は市役所各担当課で再発行できます。

ご利用の際の注意事項

- ・金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口や店頭でスマホアプリを利用した納付はできません。（有効な納付書を持っていないと利用できません）
- ・領収書は発行されません。
- ・納付の履歴は各アプリの利用明細などで確認してください。（税金の種類、年度、期別は表示

されません）

- ・軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は発行されません。納付後、すぐに証明書が必要な方は、領収書の発行される納付方法で納付してください。
- ・納付に係る手数料は無料ですが、スマートフォンの通信費用などは利用者負担になります。
- ・納付の際には、納付書に記載されている内容を必ず確認してください。
- ・スマートフォン決済アプリでの納付後、取消や変更はできません。
- ・スマートフォン決済アプリで納付した納付書を使用して、窓口で重複納付をしないようご注意ください。利用方法など詳しくは、市ホームページでご確認ください。



市税・各種料金などのお問い合わせ先

- ・市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）に関すること
課税課 ☎ 443-1116
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関すること
国保年金課 ☎ 443-1139
- ・介護保険料に関すること
高齢者福祉課 ☎ 443-1491
- ・市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料に関すること
都市計画課 ☎ 443-1430
- ・市税の納付に関すること
納税課 ☎ 443-1115

八街市コロナワクチン対策チームからお知らせ

新型コロナワクチン接種状況【12月14日現在】

接種回数	対象者(人) (A)	接種者数(人) (B)	接種率(%) (B/A)
1回目	63,882	55,678	87.2
2回目	63,882	55,077	86.2

※対象者は令和3年4月1日現在です。

※接種者数はワクチン接種記録システム（VRS）データに基づく人数です。

接種後に八街市に転入された方・海外などで接種された方へ

八街市以外の市区町村が発行した接種券で2回接種を終えてから八街市に転入された方などは、追加接種（3回目）する接種券の交付を申請する必要があります。次の方法で受け付けています。

郵送申請

市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して、申請書以外の必要書類のコピーも併せて郵送してください。



窓口申請

必要書類をお持ちになって、コロナワクチン対策チーム窓口にお越しください。

申請に必要な書類

- ・申請書

- ・身分証明書（運転免許証、健康保険証など）
- ・接種記録がわかるもの（接種済証、接種証明書など）

八街市で住所地外接種をされた方へ

1・2回目の接種を他市町村で発行された接種券を使い、八街市で接種された方で、追加接種（3回目）も八街市での接種を希望される方は、追加接種（3回目）の際に再度申請する必要があります。住所地で発行された接種券が必要です。



※八街市の接種券で2回接種された方は、接種時期に合わせて接種券を発送します。また、令和3年8月23日までに2回目の接種をされた方には、接種場所・日時を指定してご案内いたします。

追加接種（3回目）は、武田/モデルナ社製ワクチンでも接種ができます

国は、有効性・安全性に係る科学的知見を踏まえ、追加接種については、1・2回目で接種したワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザー社製または武田/モデルナ社製）の接種ができるとしています。

詳細については、市ホームページなどで追ってお知らせいたします。

八街市コロナワクチン対策チーム

☎ 312-2635

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

国民年金保険料の免除・納付猶予制度をご存じですか

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難なときは、保険料の納付を「免除」または「猶予」する制度があります。

免除制度
本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合で、申請することにより保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

納付猶予制度
20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合には、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

免除または納付猶予を申請すると、日本年金機構で審査され、はがきで結果が通知されます。

※学生の方は、学生納付特例制度を利用してください。
※過去に保険料の未納がある場合、申請月の2年1カ月前までさかのぼって申請ができません。

申請に必要なもの

- マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認できるもの
- マイナンバーのわかるもの
- または、年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- 失業などを理由とするときは、次のいずれが必要となります。

- ・雇用保険受給資格者証(コピー可)
- ・雇用保険被保険者離職票(コピー可)など

※失業などを理由としての特例申請の対象期間は、失業日(退職日の翌日)の属する月の前月分から翌々年6月分の期間です。

郵送申請

申請書を郵送する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要書類を添えて幕張年金事務所あてに送付してください。

申請書は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。



※マイナンバーを申請書に記入し、郵送申請される方は、マイナンバーカードのコピーなどの本人確認書類を添付してください。

郵送申請の送付先

〒262・8501
千葉県花見川区幕張本郷1・4・20
幕張年金事務所

申請先・お問い合わせ先
国保年金課

☎ 443・1139



八街市男女共同参画計画(案)に対する皆さんのご意見を

八街市男女共同参画計画(案)に対して、市民の皆さんから広くご意見をお伺いするため、パブリックコメント手続きを実施します。

募集期間
1月17日(月)～2月16日(水)

縦覧場所・日時
・企画政策課
(祝日を除く月曜～金曜日)
・中央公民館・図書館・スポーツプラザ(開館日)
・市内郵便局(営業日)
・市ホームページ

応募資格
・市内在住・在勤・在学の方
・市内に事務所または事業所
・法人・その他団体がある方
・本案件に利害関係のある方

意見の提出方法
氏名、団体名(所属している場合のみ)、住所、電話番号、意見を市指定の書面に記入し、企画政策課へ持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

市指定の書面は、市ホームページからダウンロードできます。

提出先
〒289・1192
八街市八街ほ35番地29
企画政策課
☎ 444・0815
E-mail: kikaku@city.yachimata.jp

国際理解大学を開催します

第6回
異文化を理解しましょう
1月22日(土)
午後1時～2時30分

第7回
香港から見た中国・日本の行方
2月26日(土)
午後1時～2時30分

第8回
幸福の国バヌアツの素顔
3月26日(土)
午後1時～2時30分

場 八街中央中学校会議室

定各回20人程度(先着順)
費無料
用住所、氏名、連絡先を電話、FAX、Eメールのいずれかで企画政策課へ申し込み。
※参加する際には、マスクの着用をお願いします。
場八街市国際交流協会事務局(企画政策課)
☎ 443・1114
FAX 444・0815
E-mail: kikaku@city.yachimata.jp

ごみ収集車の火災事故をなくすには

ガスの残ったスプレー缶やライター、電池が正しく分別していなかったり、出し方が間違っていることにより、ごみ収集車の火災が発生しています。

火災事故は、ごみ収集車や処理施設だけの被害にとどまらずに、収集員や周辺世帯の方の人命にかかわる大きな事故につながる場合もあります。
このような事故は、市民の皆さんが正しく分別をすることで、未然に防ぐことができますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

スプレー缶の出し方
必ず中身を使い切ってから、屋外で穴開け機で穴を開けて、「カン」の袋に入れて出してください。

ライターの出し方
必ず中身を使い切ってから、屋外で穴開け機で穴を開けて、「カン」の袋に入れて出してください。

電池類の出し方
携帯ゲーム機やコードレス電話機、リモコンなどの小型家電には、充電式電池やボタン電池が主に使われており、これらの電池から発火する可能性があります。

電池類(リチウムイオン電池やニカド電池などの充電電池を含む)は、必ず本体から取り外して、電極やリード線などが露出しないようビニールテープを貼り、絶縁処理してから「かん電池・蛍光灯」の袋に入れて出してください。

ハードプラスチックの袋に入れて出してください。



認知症高齢者等をかかえる家族交流会を開催

認知症の方を介護しているご家族が、互いに悩みなどを話し、情報交換できる場として、認知症介護家族交流会を開催します。

認知症の介護に悩んでいる方や、認知症の介護をしている仲間と話したい、話を聞いてみたいという方は、ぜひご参加ください。

場総合保健福祉センター
定認知症の方を介護する家族15人(先着順)
申し込み・相談先
地域包括支援センター
☎ 443・1207
南部地域包括支援センター
☎ 308・3426

安全・安心な市民生活を応援
八街市消費生活センター



一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要!

★相談事例1

実家に行ったところ、母親宛に注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

★相談事例2

母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近では電話を取らないようにしていたが、その事業者がカニを送ったらしく不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。

〈相談員のアドバイス〉

特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。

一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか、確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみま

しょう。
お金を支払ってしまった場合も取り戻せる場合があります。消費生活センターへご相談ください。

※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。

消費生活センターからのお願い

消費生活センターへの相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずは電話での相談をお願いします。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

消費生活センター

☎ 443・9299

月曜～金曜日（祝日を除く）

午前9時～正午・

午後1時～4時

商工観光課

☎ 443・1405



まちのわだい

ガーデンタウン「防災フェスタ2021」を開催しました

ガーデンタウン区の自主防災会では、令和3年11月23日(火)に防災フェスタ2021をガーデンタウンの第一公園・集会所で開催しました。区民の方が、地震体験、AED体験、煙体験、給食体験、防災ミニ知識クイズに参加し、防災について楽しく学び体験ができました。



煙体験



AED体験

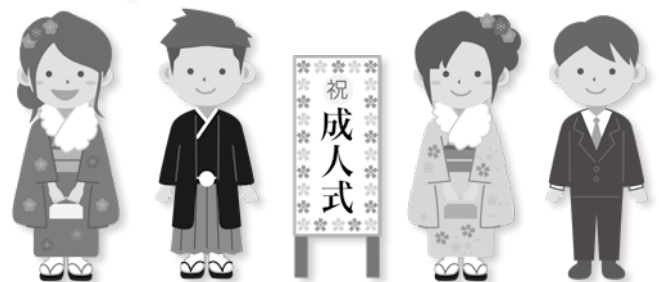
防犯歳末特別警戒出動式を実施しました

令和3年12月17日(金)に、防犯歳末特別警戒出動式を市役所で実施した後に、八街駅周辺を防犯関係団体とともに合同パトロールしました。



冬の交通安全運動啓発を行いました

令和3年12月10日(金)、イオン八街店付近の交差点で、飲酒運転の根絶に向けてドライバーの方に冬の交通安全運動啓発を行いました。



防災行政無線が聞こえにくいときにご利用ください

フリーダイヤルサービス

防災行政無線で放送した内容が聞けます。

☎ 0120-609-119

やちまたメール配信サービス

防災行政無線、気象情報、防犯情報、各種講座・イベント情報などを電子メールで配信します。登録方法は、QRコードを読み取ってください。

